

うつのみやゼロカーボン推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、うつのみやゼロカーボン推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、本市が将来にわたって持続的に発展することができる「カーボンニュートラルなまち“うつのみや”」の実現に向け、産学官の連携のもと、民間事業者等の知見や技術などを活用しながら、本市の地域課題の解決や生活の質の向上につながる脱炭素の取組を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の脱炭素化に向けた方向性や課題の検討に関すること
- (2) 新たな取組の検討・実施に関すること
- (3) エネルギーマネジメント等に関する連携・調整に関すること
- (4) 取組の検討・実施状況の報告、情報共有に関すること
- (5) その他、目的達成に向けて必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、脱炭素化に関する取組を主体的に展開する事業者、大学等（以下「団体等」という。）として別表第1に掲げた団体等の代表者又は代表者の推薦を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

2 学識経験者委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

3 エネルギー事業者委員、交通事業者委員、行政委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとし、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。

(座長及び副座長)

第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、協議会を代表し、会務を統括する。副座長は、座長が指名する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会に、別表第2に掲げるオブザーバーを置く。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聞くこ

とができる。

(部 会)

第9条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、高度に専門的、かつ、技術的な検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員及び委員の推薦を受けた者で組織し、運営方法やその他必要な事項については、別途、座長が定める。

(機密保持)

第10条 委員は、協議会を通して知り得た活動内容又は他の委員(以下「開示者」という。)に関する一切の情報を、協議会の退会後を含め、開示者に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(知的財産権等)

第11条 第3条に定める事業によって生ずる可能性のある知的財産権等の帰属については、別途団体間であらかじめ書面をもって明確にする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、宇都宮市環境部環境政策課及び総合政策部スマートシティ推進室、交通政策課に事務局を置く。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別途、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月21日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	団 体 等
学識経験者	宇都宮大学地域デザイン学部 准教授 長 田 哲 平
	早稲田大学理工学術院 教授 林 泰 弘
エネルギー事業者	宇都宮ライトパワー株式会社
	NTTアノードエナジー株式会社
	東京ガスネットワーク株式会社
	東京電力パワーグリッド株式会社
	東京電力ホールディングス株式会社
交通事業者	宇都宮ライトレール株式会社
	関東自動車株式会社
	ジェイアールバス関東株式会社
	一般社団法人栃木県タクシー協会
	株式会社みちのりホールディングス
行政	芳賀町
	宇都宮市

別表第2（第6条関係）

オブザーバー	栃木県
--------	-----